

認知症を患い入所中の檜葉町の老人ホームから避難し、避難による体力の低下等に伴い肺炎を発症し、平成23年5月に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡慰謝料が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、及び同X3(以下申立人3名を合わせて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 相続人の表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、下記のとおり表明し保証する。

記

平成23年5月〇日に死亡したA(生年月日省略)(以下「亡A」という。)の相続人が、申立人X1、同X2、及び同X3の3人であること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 亡Aに関する死亡慰謝料

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目に対する和解金800万円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月9日

(仲介委員 北澤尚登)